

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づく
くろまぐろ大型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、知事管理漁業における、30キログラム以上のくろまぐろの第5管理期間前期（平成31年4月1日～令和元年7月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和元年5月15日
沖 縄 県 知 事

1. 期間別割当量に対する採捕の数量の割合

74パーセント (A/B)

※ 知事管理漁業による採捕の数量：84.1トン (A)
期間別割当量：114トン (B)

2. 知事管理漁業の漁業者が通常の採捕を行うとした場合に、採捕の数量が当該割当量を超えると見込まれる時期

平成31年5月17日頃

【考え方】

- ・直近の採捕の状況から見込まれる1日あたりの採捕数量
約10トン/日・・・①
- ・割当量の残り
 $114\text{トン (B)} - 84.1\text{トン (A)} = 29.9\text{トン} \dots \dots \text{②}$
- ・超過に係る日数
 $\text{②} \div \text{①} = 2.9\text{日}$
- ・従って、数量集計日（5月15日）のおよそ2日後に超過の見込み